ドライブレコーダーによる個人情報の収集について

1 個人情報の本人外収集の類型化

千葉市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第7条第2項では、個人情報の本人収集の原則を規定しているが、同項ただし書において、同項第1号から第9号までのいずれかに該当する場合には、本人以外からの収集(以下「本人外収集」という。)を認めている。

同項第9号では、「審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」には本人外収集を認めているが、平成18年3月31日付け審議会答申第2号を受けて、本人外収集においてその都度審議会の意見を聴く必要がない類型を定め、この類型により本人外収集を行った場合は、その実績を審議会に報告するものとしている(資料3-2参照)。

2 諮問の趣旨

新たに**「ドライブレコーダー」による収集**を本人収集の原則の例外の類型として追加する。

(1) 理由

ドライブレコーダーで記録した映像及び音声(以下「映像等」という。)には、通行人の姿など不特定多数の者の個人情報が含まれる場合があるが、これらの個人情報を収集するに当たっては、本人からの同意を得ることは現実的に不可能であり、かつ、条例第7条第2項各号のいずれにも該当しない。

しかし、庁用自動車の運転中に不測の事故が発生したときや事件等に遭遇したときに、ドライブレコーダーに記録された映像等を確認することにより、当該事故等についての正確な事実の把握が容易となり、事故等における責任の明確化や事故等の早期解決に資することとなることから、4割以上の庁用自動車にドライブレコーダーが設置されている状況にある。

庁用自動車にドライブレコーダーを設置して映像等を記録することについては、公益上特に必要があるものと認められ、また、これによりドライブレコーダーに個人情報が記録されること(個人情報の本人外収集)についてはその性質上やむを得ないものと考えられる。

そのため、「ドライブレコーダー」による収集を、個人情報の本人収集の原則の例外に該当するものとして審議会に意見を聴くものであるが、ドライブレコーダーにより収集する映像等については機械ごとに大きな差異はなく、また、庁用自動車を調達する都度諮問することは困難であることから、今後、設置の度に審議会の意見を聴く必要がないものとして類型化することとする。

なお、記録した映像等の取扱いについてルール化するため、ドライブレコーダーの設置及び管理運用 に関するガイドライン準則を定めて庁内に周知することとする。

(2) ドライブレコーダーの仕様

ア 記録媒体: SDカード

イ 記録対象:車両前方の映像及び車内の音声

ウ 設置場所:フロントガラス上部

(3) 設置状況及び映像等の利用状況

/ KEN/MX 5 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
実施機関	保有車両数	内ドライブ レコーダー 設置車両数	実施機関内の利用 (映像等の確認)		外部に提供			データの保存先
			課内	他課	警察	市加入の	相手方の	プータの休仔尤
						保険会社	保険会社	
市長	701台	316台	5件	0件	0 件	0件	0件	庁用パソコン
消防局	250台	90台	67件	31件	3件	0件	0件	庁用パソコン
その他	58台	27台	0件	0件	0 件	0件	0件	_
合計	1,009台	433台	72件	31件	3件	0件	0件	

※ 利用及び提供の実績は過去3か年(平成28年度~平成30年度)の合計

(4) 個人情報の取扱方法

ア ドライブレコーダーにより記録した映像等の管理方法は、準則に基づいて所管課ごとに定めたドライブレコーダーの設置及び管理運用に関するガイドラインによるものとする。(資料○-3参照)。

イ 映像等の保存期間は設置されたドライブレコーダーの機種や記録媒体の容量によって異なるが、概 ね7日程度であり、その後は自動で上書き保存されていく。このことから、車両事故等がない場合は 保存期間が1年未満であるため、個人情報取扱事務の届出は不要である。

なお、車両事故等が発生した場合で処理の際に使用した映像等を1年以上保存する必要があるときは、個人情報取扱事務の届出が必要となる。

3 他都市の状況(政令市20市のうち、ドライブレコーダーを設置している19市)

(1) 個人情報の収集先

本人からの収集 4市		名古屋、大阪、神戸、福岡		
本人の同意に基づく収集 2市		さいたま、浜松		
(設置していることを表示)				
本人以外からの収集	12市	札幌、仙台、千葉、川崎、横浜、新潟、静岡、京都、堺、岡山、		
		北九州、熊本		
その他	1市	相模原(同意があるとみなすこともできると考えているが、検討中)		

(2) ドライブレコーダー運用基準の作成

全庁的な運用基準(ひな型)作成	8市	さいたま、川崎、横浜、相模原、新潟、浜松、名古屋、福岡
(内防犯カメラと兼用・準用)	(4市)	川崎、横浜、相模原、名古屋
実施機関又は所管課ごとに作成	8市	仙台、京都、大阪、堺、神戸、岡山、北九州、熊本
作成していない	3市	札幌、千葉、静岡

(3) 審議会への諮問状況

設置する度に諮問している	6市	札幌、仙台、京都、神戸、岡山、熊本
全庁的な見解を示すため又は	4市	川崎(防犯カメラと同一)、新潟、名古屋、大阪
基準作成のために一度諮問した		
報告事項としている	1市	横浜
諮問していない	6市	さいたま、相模原、静岡、浜松、北九州、福岡
検討中	2市	千葉、堺

【参考】 防犯カメラに関する他都市の状況(政令市20市)

(1) 個人情報の収集先

本人からの収集 4市		名古屋、大阪、神戸、福岡		
本人の同意に基づく収集 4 市		さいたま、浜松、京都、堺		
本人以外からの収集 10市		札幌、仙台、千葉、川崎、横浜、新潟、静岡、岡山、北九州、熊		
		本		
その他	2市	相模原(同意があるとみなすこともできると考えているが、検討中)		
		広島(設置表示をしているが、収集先について判断していない。)		

(2) 審議会への諮問状況

— / HIME HILL V V V V					
設置する度に諮問している	1市	岡山(所管課が設置基準を定めている場合は報告事項としてい			
		る。)			
全庁的な見解を示すため又は	8市	札幌、仙台、千葉、川崎、横浜、新潟、静岡、名古屋、			
基準作成のために一度諮問した					
諮問していない	11市	さいたま、相模原、浜松、京都、大阪、堺、神戸、広島、北九州、			
		福岡、熊本			